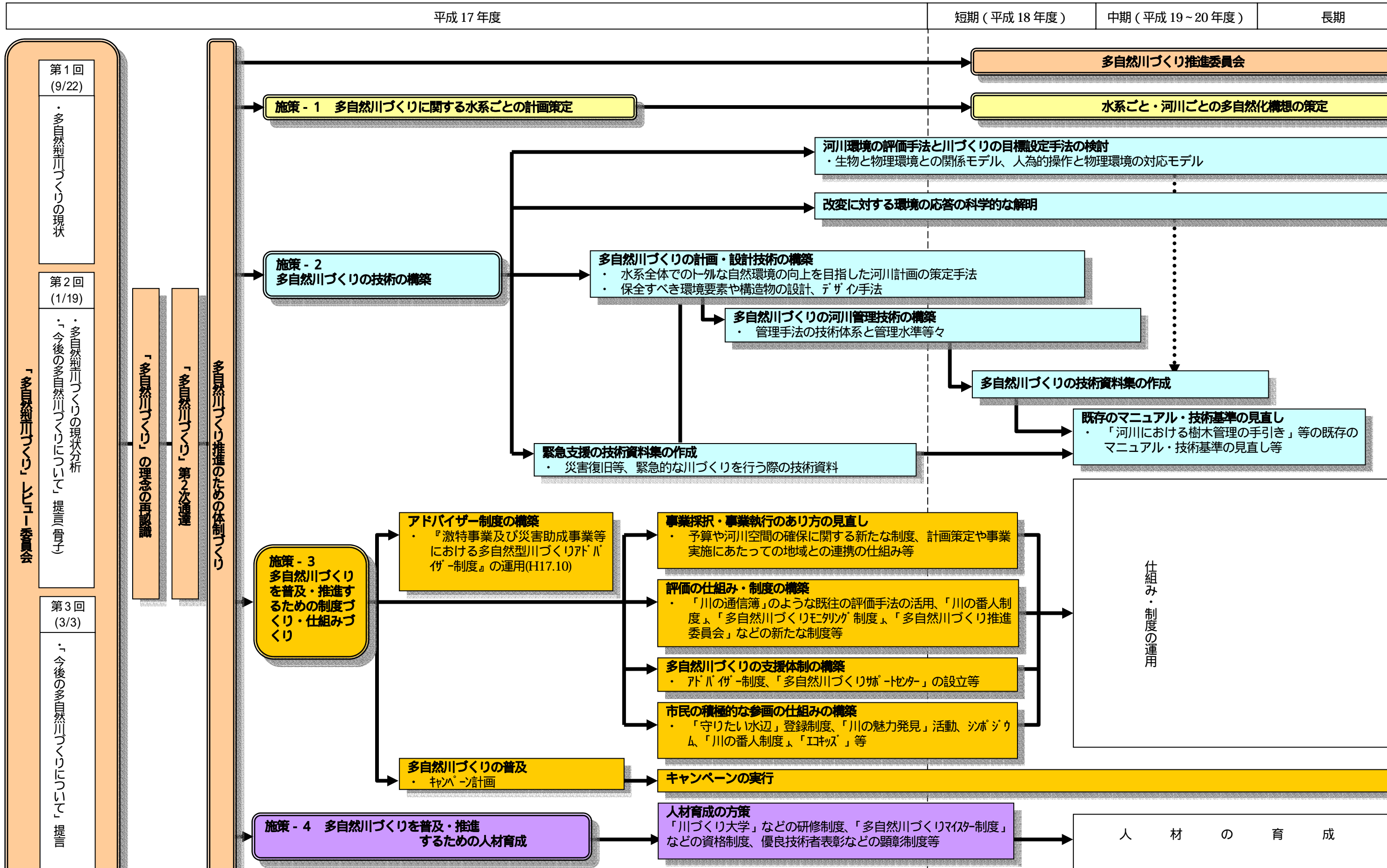


# 今後の多自然川づくり推進のための具体的施策（案）について



## 今後の多自然川づくり推進のための具体的施策（案）

### 多自然川づくり推進のための体制づくり

- 多自然川づくりの推進に関する諸施策を検討、監視していくための「多自然型川づくり推進委員会」（仮称）の立ち上げ
- 技術的な課題や制度面での課題の解決に向けたプロジェクトチームの設置

### 施策 1 多自然川づくりに関する水系ごとの計画策定

- 水系全体の多自然化に関する構想の検討

### 施策 2 多自然川づくりの技術の構築

#### 河川環境の評価手法と川づくりの目標設定手法の確立

- 河川環境を評価する手法の確立
- 目標設定の手法の確立

#### 改変に対する環境の応答の科学的な解明

- 「河川学術生態研究会」の取り組みの継続
- 河川生態に関する科学的な解明に対する組織的取り組み

#### 多自然川づくりの計画技術の構築

- 水系全体でのトータルな自然環境の向上を目指した河川計画の策定手法の確立
- 事前・事後の調査手法の具体化

#### 多自然川づくりの設計技術の構築

- 保全すべき環境要素や構造物の設計手法の確立
- 構造物のデザイン手法の確立

#### 多自然川づくりの河川管理技術の構築

- 多自然川づくりの管理手法の技術体系・管理水準の明確化
- 「見直し（アダプティブ・マネジメント）」技術の確立

#### 多自然川づくりの技術資料集の作成

- 現場の技術者の参考となるわかりやすい技術資料集・事例集の作成
- 災害復旧等の緊急時において、最低限配慮すべき事項を示した技術資料集の作成

#### 既存のマニュアル・技術基準の見直し

- 「河川における樹木管理の手引き」などの既存のマニュアル・技術基準についての、河道内の生態系保全の観点からの見直し

### 施策 3 多自然川づくりを普及・推進するための体制づくり・仕組みづくり

#### 事業採択・事業執行のあり方の見直し

- 事前・事後の調査や順応的管理等に対する予算の確保ができるような新たな予算制度についての検討・導入
- 河川整備計画等の承認や事業採択時における監視・評価体制の確立と多自然川づくりの実施の事業採択要件としての位置づけ
- 計画策定や事業実施にあたっての地域との連携の仕組みの検討

### 評価の仕組み・制度の構築

- 河川管理者や市民・学識者等がその河川の環境を評価し、評価した結果を共有し、それをもとに今後の改善方策について協議を行なうことができるような仕組みの構築
  - 「多自然川づくりモニタリング制度」(仮称)の導入
  - 「多自然型川づくり実施状況調査・追跡調査」マニュアルや「河川水辺の国勢調査」マニュアルの見直し
  - 「多自然型川づくり担当者会議」などの機会を活用した各地の実施事例の評価と共有
  - 「川の通信簿」の「多自然川づくり版」による市民の評価の導入
  - 川づくりに関心ある市民団体や個人の意見を河川管理に反映するための「川の番人制度」(仮称)など新たな制度の検討・導入
  - 学識者等による評価の場としての「多自然川づくり推進委員会」(仮称)の設置

### 多自然川づくりの支援体制の構築

- 現場の技術者に各地の多自然川づくりの実践等に関する情報を提供したり、困ったときに相談に乗ったりすることで多自然川づくりの現場の支援を行なえるような体制の構築
  - 平成17年10月から運用されている「激特事業及び災害助成事業等における多自然型川づくりアドバイザー制度」の改良
  - 多自然川づくりに関する情報の交流や推薦事例の普及をはかるための中心組織としての「多自然川づくりサポートセンター」(仮称)の設立

### 市民の積極的な参画の仕組みの構築

- 河川環境に関する評価や情報の交換、多自然型川づくりの計画、設計、施工、管理の現場への参画などに市民が積極的に関与できるような仕組みの構築
  - 「守りたい水辺登録制度」や「次代に残したい川・水辺の魅力再発見活動」等、市民とともに「いい川」の姿を明らかにするための仕組みづくり
  - シンポジウムやワークショップ等、市民と河川管理者の交流の場づくり

- 「川の番人制度」やその子ども版である「エコキッズ」等の制度等、市民の目を通した川づくりの監視・評価制度
- 川づくりのアイデアを広く公募する「マイリバー・マイプランコンテスト」の実施

### 多自然川づくりの普及

- メディア等を活用したキャンペーン活動の展開
- 悪い事例の紹介などのネガティブキャンペーン

## 施策 4 多自然川づくりを普及・推進するための人材育成

- 多自然川づくりの現場における実務やそのチェックを担当する立場にある行政職員、コンサルタント、施工業者などを対象とした多自然川づくりに関する研修や資格制度の導入
  - 技術者育成のための研修制度の一環としての既存の「多自然型川づくり担当者会議」の活用
  - 多自然川づくりに関するシンポジウム等の計画的な開催
  - 多自然川づくりの研修に関するネットワーク窓口の設置
  - 多自然川づくりの実務を体系的に修得するための場としての「川づくり大学(多自然川づくり研修センター)」(仮称)の設立
  - 「川づくり大学」の修了者や各種研修の受講者、熟練者等を対象とした資格制度としての「多自然川づくりマイスター制度」の導入
  - 「多自然型川づくり担当者会議」、「日本水大賞」、「川の日ワークショップ」などの場における多自然川づくりの優良事例の表彰